

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年6月1日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和3年6月1日（火）
午前10時30分から午前11時20分まで
- 2 開催場所 東海村役場205会議室
- 3 会議に付議した事件
議案第6号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第7号 令和3年6月における選挙人名簿への登録について
議案第8号 在外選挙人名簿の登録の抹消について
議案第9号 在外選挙人名簿の登録について
議案第10号 令和3年6月における選挙人名簿の調製について
議案第11号 直接請求の法定数の告示について

報告第1号 東海村選挙管理委員会の書記の任免について
報告第2号 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
報告第3号 令和3年度東海村選挙管理委員会の主な日程について
- 4 出席委員は次のとおりである。（4名）
委員長 大友 捷夫 委員長職務代理者 伊藤 究
委員 水島 通保 委員 久賀 洋子
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 大内 克彦 書記長補佐 須藤 博
書記 星野 直 書記 今井 夏海
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午前 10 時 30 分

○大友委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○大友委員長 本日の議案は、令和3年6月の定時登録に係るもの6件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第6号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第6号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第6号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第6号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第7号 令和3年6月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第7号は、公職選挙法第22条第1項の規定により令和3年

6月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は令和3年6月1日、登録日は令和3年6月1日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、令和3年3月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)年齢満18年以上の者が、平成15年6月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○大友委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第7号 令和3年6月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第7号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第8号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第8号は、公職選挙法第30条の11の規定により別紙の者(記載略)を在外選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 (別紙を回覧後)ただ今、「議案第8号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第8号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第 9 号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第 9 号は、公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定により別紙の者（記載略）を在外選挙人名簿に登録するものです。

○大友委員長 （別紙を回覧後）ただ今、「議案第 9 号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第 9 号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第 10 号 令和 3 年 6 月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第 10 号は、公職選挙法第 19 条第 2 項の規定により令和 3 年 6 月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回令和 3 年 3 月の定時登録者数 31,518 名から 36 名増の 31,554 名となりました。36 名増の根拠といたしましては、抹消者数が 282 名、新規登録者数が 214 名、新有権者数が 104 名となっています。

○大友委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第１０号 令和３年６月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第１０号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第１１号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第１１号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第１１号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第１１号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第１１号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 本日の付議議案は以上ですが、事務局より報告が３件あがっております。それでは、「報告（１） 東海村選挙管理委員会の書記の任免につ

いて」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 報告（１）は、令和３年４月１日付け人事異動等に伴う書記の任免についての報告です。この度の人事異動等により職員４人を新たに書記に任命し、５人を解任しました。（任命書記の紹介）

○大友委員長 続いて、「報告（２） 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 報告（２）は、令和３年４月１日付けで公職選挙法第２８条の４第７項及び東海村選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱第８条第１項の規定に基づき、令和２年度における選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を公表した旨の報告です。

令和２年度における選挙人名簿の抄本の別紙（略）のとおりで、閲覧件数は１件、在外選挙人名簿の抄本の閲覧はありませんでした。

○大友委員長 続いて、「報告（３） 令和３年度東海村選挙管理委員会の主な日程について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 令和３年度東海村選挙管理委員会の主な日程について説明。

○大友委員長 以上で会議に付議されました報告案件は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前１１時２０分